

平成25年度第3回大分市子ども・子育て会議 会議録

1 日時：平成26年 1月28日（火）13時30分～15時20分

2 場所：大分市保健所6階 大会議室

3 出席委員：

村嶋幸代委員（会長）、古賀精治委員（副会長）、仲嶺まり子委員、阿部俊作委員、
定宗瑛子委員、安藤昭和委員、大津康司委員、藤田卓也委員、池田貴士委員、
淵野二三世委員、田口敦久委員、鹿嶋秀和委員、野尻和子委員、長田教雄委員
遠藤直美委員、猪原一浩委員、後藤誠司委員、中村朱美委員

4 議事：

- (1) 前回の各委員からの質問や意見について
- (2) 「（仮称）すくすく大分っ子プラン」の策定について
- (3) 大分市の子育て環境について
 - ・「子育てに関するアンケート調査」結果（速報値）
 - ・統計データ
- (4) その他

5 議事の概要：

- ・ 前回会議の質問や意見について説明を行った。
- ・ （仮称）すくすく大分っ子プランの説明を行い、質疑応答が交わされた。
- ・ 大分市の子育て環境についての説明を行い、質疑応答が交わされた。
- ・ プランの名称について、委員からの意見を募ることとした。

6 会議の経過：

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから、「第3回大分市子ども・子育て会議」を開催いたします。

まず、本日の出席者についてですが、ご都合により1名の委員が欠席となります。欠席は、大西委員でございます。中村委員につきましては、遅れて来られるとの連絡が入っておりません。

全委員19名中18名のご出席をいただいております。大分市・子ども・子育て会議条例第6条2項に基づき、本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

会議に入ります前に、配布資料の確認と本日の予定についてご説明いたします。

＜資料確認＞

本日の会議は、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。会議の終了予定時刻は15時30分を目安としております。それでは、ここからの議事の進行につきましては、村嶋会長さんをお願いしたいと思います。村嶋会長さん、どうぞよろしく願います。

(会長)

それでは、ここから本日の会議を進めさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。議事に入ります前に、本日は1名の傍聴者の方がいらっしゃいます。傍聴者の方に申し上げます。傍聴を許可いたしますので、静粛に傍聴をお願いいたします。なお、議事進行の妨害となる行為等のある場合には退場いただくことがありますので、念のため申し上げます。ご協力をお願いします。

それでは、議事に入ります。はじめの議事は、第2回の議事内容の確認としまして「前回の各委員からの質問や意見について」です。それでは、事務局からの説明をお願いします。

(事務局) 【(1) 前回の各委員からの質問や意見について】

資料1「第2回大分市子ども・子育て会議で出された主な意見」をご覧ください。

前回の会議では、委員さんから私立幼稚園の取り組みを紹介していただき、保育ママの今後の方向性や区域設定について等のご質問をいただきました。また、保育の量的拡大だけでなく質の確保が重要だというご意見もいただきました。

ニーズ調査につきましては、設問の項目や文字量の多さなどについて多くのご意見をいただきましたが、日程の関係上、委員の皆様方には会長・副会長にご一任の同意をいただきましたことから、会長・副会長と事務局でニーズ調査票の修正をさせていただき、その結果を10月23日付けの文書で皆様にご報告させていただきました。ニーズ調査の結果につきましては、後ほどご説明いたします。

資料にそれぞれのご質問の主旨及び事務局の回答概要をまとめておりますので、ご確認のほどよろしく願います。

(会長)

ただいまの事務局から説明について、何かご意見・ご質問はありますか。私立幼稚園の現状と保育ママ、そして待機児童、基本指針について、保育の質向上のための取り組みや、質の高さ等2枚4ページにわたってありますが、よろしいでしょうか。

(委員)

事務局の回答がいくつかされていますが、例えば1ページ目中段にあります「質の高い幼児教育・保育、そして子育て支援の機能を提供していく。そのためにも、今後委員の皆様か

らご意見をいただきたい」というような、どこどこでご意見をいただきたい、検討したいというようなことがいくつも書かれているのですが、そういった項目についてのご説明というのは、いつの会議でご提示いただけるのでしょうか。

(事務局)

10月9日付けの会議で「検討」というような答弁をさせていただいた内容につきましては、これから事業計画を策定する中でそれぞれ盛り込んで参ることになりますので、その都度、議題として提案する中で、皆様にご意見を頂戴して、計画として形付けていこうと考えております。

(会長)

今挙がっているものは、計画の中に反映されるということによろしいですね。他にはよろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移ります。「(仮称)すくすく大分っ子プランの策定について」です事務局からの説明をお願いします。

(事務局) 【(2) 「(仮称)すくすく大分っ子プラン」の策定について】

(仮称)すくすく大分っ子プランの策定につきましては、資料2で計画の構成内容を説明し、資料3で、計画の概要と庁内の検討体制についてご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

本計画の構成につきましては、総論、各論、資料編の3部構成で編成したいと考えております。

まず、1ページの第1部の総論では、4つの章で構成することとしており、第1章の「計画の策定にあたって」では、「計画策定の背景と趣旨」や「計画の期間」、「策定の方法」、「計画の位置づけ」を中心に記載することとしております。

第2章では、大分市の子育てを取り巻く環境について、人口等の推移を出生数や合計特殊出生率、将来推計人口、世帯人員の推移など統計資料を用いながら、現状の分析を行ってまいります。

第3章の「計画の基本的な考え方」では、本計画の目的や本市の子育て支援のめざす姿を基本理念として記載するとともに、計画を考えたり進めていく上での観点を基本的な視点としてまとめてまいります。

計画に基づく具体的な事業が、体系立てて取り組みを行うことができるように分野ごとに事業を取りまとめて、施策単位で管理することとしております。

第4章の「計画の推進体制」では、各年度における施策の実施状況を点検、評価し、計画的に事業を実施できるようにまいります。

計画の進行管理の手法として、PDCAサイクルを用い、計画(PLAN)、実行(DO)、

評価（CHECK）、改善（ACTION）を行えるようにしてまいります。

評価においては、個別事業の進捗状況を表す活動指標（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検、評価ができるようにまいります。

また、計画の推進のために家庭、地域や関係団体、事業者、行政がそれぞれの立場で、それぞれの特性に応じた役割を果たし、互いに協力・連携して主体的に取り組んでいく必要があることを計画に記載してまいります。

2ページをご覧ください。

第2部の各論は、2つの章で構成することとし、第1章においては、各施策分野の現状と課題とその解決に向けた取り組みや具体的な事業を体系立てて策定してまいります。

第2章では、子ども・子育て支援法に基づく、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設の整備計画をニーズ調査に基づき国の算定方式により推計した「量の見込み」に対応するように、地区公民館区域ごとに年次計画を策定してまいります。

具体的な計画は、イメージ図にありますように、3～5歳の学校教育のみを希望する人、3～5歳で保育を必要とする人、1～2歳で保育を必要とする人、0歳で保育を必要とする人の4区分でそれぞれの提供体制の確保に向けた年次計画を策定してまいります。

なお、この事業計画における教育・保育施設の提供体制の確保の実施時期は、国が目標年次としている平成29年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定してまいります。

また、同じく、子ども・子育て支援法で定められています地域子ども・子育て支援事業につきましても、事業ごとに「量の見込み」に対応する提供体制の確保に向けた年次計画を策定してまいります。

3ページに計画のイメージを記載しております。

提供体制の計画と併せて、認定こども園の設置数や設置時期などの認定こども園の普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育の確保に係る考え方や推進方策、教育・保育施設や地域型保育事業者などの相互の連携や小学校等との連携の推進方策といった内容につきましても、法律に基づく項目として記載してまいります。

第3部につきましては、資料編として、次世代育成支援後期行動計画のまとめと子育てに関するアンケート調査の結果を掲載したいと考えております。

以上で、計画の構成についての説明を終わります。引き続き、計画の概要と庁内検討体制について説明させていただきます。恐れ入りますが、説明員を交代させていただきます。

（事務局）

それでは、第1部の総論に記述する内容となりますが、新プランにつきましてもの概要を、ただいまからご説明いたします。

まずは、計画全体のイメージをつかんでいただくために、全体的なご説明いたしますので、資料3の1枚目をご覧ください。

(仮称)すくすく大分っ子プランの全体の目標といたしましては、最上部にありますように「すべての子どもがすこやかに育つ大分市」をめざし、そのために、3つの基本理念と5つの基本的な視点を持ち、施策を展開してまいりたいと考えております。

子どもと子育てを支援するための計画でありますので、基本理念といたしましては、まず第1に「子どもにとって最善の利益をめざす」とした上で、第2に保護者のあり方とその支援について「保護者が子育てに第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が寄り添い、支えることで、保護者自身が親として成長するよう支援する」とし、また、第3に地域や社会における子どもや子育て家庭への支援に関して、「関係者が連携・協力しながら、地域や社会全体で、子どもの育ちを支える環境を整える」ということで定めてまいりたいと考えております。

以上の3つの理念を踏まえ、視点といたしましては、第1に「子どもの視点」を、第2に「親の育ちを支える」という視点、また、社会的配慮を要する子どもも含め、すべての子どもが皆同様に健やかに育つようにということで「すべての子どもと家庭への支援」、地域や社会で支えるという観点から「身近な地域での支援」「社会全体での支援」という視点を設けることとし、全部で5つの視点を持つという形にしております。

続きまして、その下でございますが、施策を展開するにあたり、4つの分野に分けております。

まずは、妊娠、出産から子どもの成長過程に応じ、切れ目のない支援を行うために、第1に妊娠期からということで、「生まれる前から乳幼児期における支援」、第2に子どもが小学校にあがる学童期から、といたしまして、「子どもの育ちや自立への支援」としております。また、乳幼児期から自立までのすべての過程におきまして、障害のある子どもやひとり親家庭など、特に社会的配慮を要する子どもたちへのきめ細かな支援を行うため、「配慮を要する子どもへの支援」という分野、また、身近な地域を含めたところで、「社会全体での支援」という分野の4分野でございます。

なお、各分野において、市民の立場からみた目標を掲げ、そのために、必要となる施策の内容を掲載しております。

たとえば、「生まれる前から乳幼児期の支援」といたしましては、1の「安心して妊娠・出産・育児を行う」、2の「安全な環境の中で健やかに成長する」、3の「乳幼児期に多様な子育て支援を享受する」の3つを目標とした上で、1番目の目標を達成するために、母子保健事業である健診・相談・指導体制の充実と、情報提供や育児講座の開催のような子育て家庭への支援などの事業を盛り込んでまいりたいと考えております。

同様に、2の「安全な環境の中で、健やかに成長する」という目標に向け、小児医療、乳幼児期の健診や相談体制、食育に関する事業を考えております。

このように、各分野における目標を設定し、今後、具体的な取組や事業を盛り込んでまいりたいと考えております。

なお、子ども・子育て支援法に基づく各事業については、最下段に記載しております、乳

児家庭全戸訪問事業や認定こども園や保育所、幼稚園の整備等でございまして、これらの事業は、子ども・子育て支援事業計画として取り扱う予定としております。

それでは、2ページ目をご覧ください。

まず1番上にあります、趣旨からご説明いたします。

これから作ってまいります新たな計画につきましては、この表の4段目「計画の位置づけ」の一番右に書いてありますように、大分市子ども条例に基づく推進計画と、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を一体とした計画とし、平成26年度で収束する次世代育成支援後期行動計画を引継ぐ本市の子ども・子育て支援施策を実施するための総合的な計画となります。したがって、策定するにあたり、現在の「次世代育成支援後期行動計画のみならず、「大分市子ども条例」と「子ども子育て支援法とその基本指針」を踏まえた内容にする必要がございますので、それぞれの項目について、条例や法がどのように規定しているのかを併記しておりますのであわせてご覧いただきたいと存じます。

これまででもご説明してまいりましたが、平成2年の「1.57ショック」を契機に、国は、子育て支援の施策を進めるために、平成6年にエンゼルプラン、続いて、平成11年に新エンゼルプラン、その後、平成15年には次世代育成支援対策推進法を成立し、少子化対策を図ってまいりました。また、地方においても行動計画を策定し、国と一体となって対策を進めてまいりました。しかしながら、時代が進むにつれ、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化といった家族や社会のあり方が変わるとともに、非正規雇用の拡大などの雇用環境の変化も加わり、今なお、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しく、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくないこと、また、本格的な人口減少社会が到来し、子どもを産み、育てたいという個人の希望がかなうようなサポートが強く求められていることから、国や地域を挙げて社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みを構築することが求められております。

このような状況の中で、国においては、平成24年8月、子ども・子育て関連3法を成立させ、幼児期の教育・保育の量的拡大と質的改善及び、地域の子ども子育て支援の充実という3点に重点を置いた形で施策を行うこととし、そのために、地方においても事業計画を策定することとしたところでございます。

なお、本市においては、大分市子ども条例が平成23年に制定され、子育てと子どもの育ちを社会全体で支援し、すべての子どもが健やかに育つための推進計画を策定することとされており、次世代育成支援後期行動計画の収束後は、本計画がその計画となるものでございます。

以上を踏まえ、本計画の趣旨といたしましては、記載してありますように、現在、核家族化や地域のつながりの希薄化、いじめや児童虐待、有害情報の氾濫等、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しいこと、加えて、待機児童の解消を図る必要があることから、幼児期の教育・保育の充実と地域における子育て支援施策を充実させるため、平成27年度より国の施策として子ども・子育て支援新制度が施行予定である。この制度に基づく事業計画を

策定するとともに、子ども条例の趣旨に基づき、社会全体で子どもと子育てを支援するために、本計画を策定する。と、いたしております。

次の計画期間につきましては、平成27年度からの5年間といたします。

策定の方法につきましては、すでに設置しております、庁内の検討委員会や作業部会において、原案の作成を行い、この大分市子ども・子育て会議においてお聞きしたご意見を反映させながら、案の策定を進めてまいります。なお、広く市民の意見を反映させるために、すでに行いましたがアンケート調査の実施や、今後はパブリックコメントを行う予定としております。

次の位置づけについて、でございます。

対象といたしましては生まれる前から、概ね18歳未満の児童とその家庭でございます。計画の位置づけは、先ほども申しましたように、大分市子ども条例に基づく推進計画と、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を一体とした計画でございます。続きまして、「2 大分市の子育てを取り巻く環境」でございます。

計画策定にあたり、人口動態等の統計的な資料を前回と同様掲載する予定としております。

最後に「3 基本的な考え方」でございます。

子ども条例に、「すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図るため」とあり、また、子ども子育て支援法には「全ての子どもが大事にされ、健やかに成長する社会、すなわち子どもにとって最善の利益が実現される社会をめざす」とあることから、「すべての子どもがすこやかに育つ大分市」をめざす姿といたしたいと考えております。

次の基本理念ですが、現計画においては、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任をもち、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感できるよう配慮するとしておりました。これを新たな計画においては、子ども、親、地域・社会それぞれにおける基本理念を定めることとしております。

まず第1に「子どもにとっての最善の利益をめざす」とし、第2に保護者に関しましては、「保護者が子育てに第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が寄り添い、支えることで、保護者自身が親として成長するよう支援する」第3に社会のあり方といたしましては、「関係者が連携・協力しながら、地域や社会全体で、子どもの育ちを支える環境を整える」といたしております。

最後に基本的な視点についてでございます。

現計画は、9つの視点を持っておりましたが、今回は、基本理念に基づき、全体を見直し、子どもに関するもの、親に関するもの、地域や社会に関するもの、とに整理いたしました。まず第一に「子どもの視点」でございますが、これは現計画と変わりありません。次の「親の育ちを支える視点」でございますが、現計画にはございませんでしたが、子ども子育て支援法の基本指針に、「子育て支援」とは、「子育て中の保護者が、安心して子育てをする中で、子育ての喜びを感じ、親として成長をし、その中で、子ども達も健やかに育つ、という形をめざすと

されていることから、新たに設けたものがございます。

次の「すべての子どもと家庭への支援」につきましては、現計画と同じく、障害のある子どもやひとり親家庭など、特に社会的配慮を要する子どもたちへのきめ細かな支援を行うために設けております。

次の地域に関する視点につきましては、見直しをしております。

「身近な地域での支援」としてありますが、これは、実家から離れたり、配偶者の勤務の状況などで、一人で子育てをされるお母さん、孤立感に悩む保護者の方が多くなっております。そのような子育て中の方がたが、身近な地域で、育児支援を受けられる、また、地域の子育て団体や住民の方がたに支えられ、見守られて子育てができる、あるいは、子ども達も見守られながら成長できる、そのような身近な地域に支えられてこそ、安心できる子育て環境であると思われまますので、視点として設けております。

最後の「社会全体での支援」につきましては、現計画にもございますが、条例や法にも繰り返すうたわれておりますように、行政や地域住民、また企業も含めた、社会を構成するすべての大人たちが、子どもは未来をつくる宝であるということ認識した上で、子どもの育ちと子育てを支援する必要があるとするものでございます。

説明といたしましては以上でございますが、本日は、めざす姿、基本理念、基本的な視点を中心に、また、各分野における目標に関してもご意見をいただきたいと存じます。

(会長)

ただいま資料2と3について、ご説明がありました、(仮称)すくすく大分っ子プランについて、何かご意見・ご質問はございませんか。

大分市の場合は、すでに一歩先んじてプランを作っていて、その後に国ができて、ちょっと混乱と言いますか、統合しなければいけないという問題があるので、複雑なのかなと思いますが、今の資料に関して、ご質問・ご意見はどうでしょうか。

(委員)

この資料3の仮称についてですが、第1回目の配布されたプリントの名前は「(仮称)子どもすこやかプラン」、また新規に名称を変えたいということで案は出ているのですか。名前が変わっているっていうのは、どういう風に作っているのかわからなくて。

(事務局)

前回の時と名称が変わっているのですが、今回もまだ仮称です。名称につきましては、議事の最後にもう一度ご説明いたしますが、こちらの会議で決めていただけたらと思いますので、名称については、また後ほどご説明いたします。

(会長)

資料として、回答用紙があるようですので、また後ほどですね。では、他にございませんか

(委員)

今回、次世代と子ども条例、そして子ども・子育て支援法ということで、こういった大きなたたきが出ているのですが、今回の当初の地方版子ども・子育て会議の設置に向けてというのは、国の3法に基づいて、それぞれ会議を設置してくださいという流れがあったかと思います。今の資料3とかを見てみますと、大分市が直接こういう風に作り上げているのはわかるのですが、今国が子ども・子育て3法について議論している部分があります。そこらについて、詳細な部分が出てきてないと思います。資料3の一番下に子ども・子育て支援事業とありますが、これが地域子ども・子育て支援事業かと思えば、どうもそれは違うようで、大分市が独自でこれを考えた感じですね。第1回会議でもらったプリントの中で、「子ども・子育て会議の概要」という資料の中で、「会議の主旨・目的」とあったかと思います。その中で、国の制度が変わる中でそこを中心的にいろいろ施策を考えてもらいたいというのがあったかと思います。同じように資料の中で、一番大事な項目の中で、新制度の全体像というのがあったかと思います。その全体の中に、地域子ども・子育て支援事業というのが利用者支援事業、地域子育て支援事業、一時預かり事業等、13項目あったかと思います。これは地方版子ども・子育て会議の内容としてあったかと思います。ここらの内容が、このまま会議が進んでいくと、細かな専門的な部分が出てこないような気がしているので、どうかたちでこの会議に出てくるのか。それと、この中で「子ども・子育て」という言葉がたくさん出てくるのですが、国でやってるのと、地方でやっているの、言葉の整理がわかりにくいのですが、よろしく願います。

(会長)

ありがとうございます。まずは、10月1日に開催されました第1回の開催分の中で、国の子ども・子育て関連3法が資料6として出ているということですね。資料6で取り上げられているものと、その中にいろいろなサービスがあるということですね。

(委員)

それを基にして、資料5が大分市子ども・子育て会議の概要というのを取り上げていると思うんですね。資料6は国の制度のこと、資料5の2ページ目があり、ここが本会議の今国が進んでいる中で、地方版でしっかり考えて論議しなきゃいけない部分かなと思っております。

(会長)

皆様、資料はおわかりになるでしょうか。お手元に資料があるかと思うのですが。資料5の裏側「主旨・目的」のところですね。

資料5の中には、子ども条例に基づく推進計画と、子ども・子育て支援法に基づく事業計画の関連性が一応はございますが、細かいのはいりません。

(委員)

資料7の6ページ目に新制度の全体像というのがあるかと思います。これは、地方版子ども・子育て会議として、検討課題ということで、左右分かれて、右側では地域子ども・子育て支援事業としてたたきがあったかと思うのですが、資料7の6ページ目です。ここが、国も検討課題としていると思うのです。そういった細かな内容が、大分市の全体像はわかるのですが、国が進めているような地方版の子ども・子育て会議の、いろんな支援事業についての、一番下に個別事業と書いていますけれど、これだけではなかなか中身まで入っていかないのではないか。専門的な部会等立ち上げる必要があるのではないかと思います。

(事務局)

大分市では、ご指摘があったように、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と、大分市独自の大分市子ども条例に基づく推進計画を一体としてつくって参ります。そこで、A3の資料でお示しさせていただいております。そして、担当が説明いたしました資料3の、委員さんがご指摘をされている部分は、基本理念、基本的視点の中でどういった事業をしていくのかという中に、国が示す法定事業の13事業等をこの中に盛り込んでいながら、一体とした計画を策定していきたいということで、皆様にご承認をいただいたところでございます。それで、この議論につきましては、レイアウト、概要でございます。第4回目、第5回目の中で、具体的な計画につきましては、皆様のご意見をいただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

(委員)

そうしますと、この資料の一番下に書いております子ども・子育て支援事業計画は、いかなれば、これは国からこういった会議を持ってくださいという、地域子ども・子育て支援事業としてみなすということですか。そして、個別事業となっていますけれど、これは一体となって進めていくと考えてよいのですか。

(事務局)

はい。そうですね。

(会長)

そうすると、本会議は、国の法定計画の部分と、大分市が独自に加えるもののミックスで進んでいくというのは、前回からも承認がされているところですが、法定計画がありますので、法定計画を下回ってはいけないというのはあると思うのです。そうすると、今回の

(仮称)すくすく大分っ子プランの中で、法定計画はどのように担保されているか。どのように担保するつもりだ、というご説明は必要だと思うのですが、それはいつなさるのでしょうか。それとも、もう担保していると言ってもいいのでしょうか。

(事務局)

今、国のほうで、先ほどの量的拡大、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育給付の内容について議論して定めております。さらに、地域子ども・子育て支援事業、13事業についても、議論されております。国が、事業の詳細について決めるようになりますので、その内容によって、各市町村がどのように事業を実施していくか、どのくらいの量を定めていくかは大分市で計画として挙がっていくようになります。今日はこういうかたちで、全体像をお示ししましたが、今ニーズ調査も分析中というのもありますし、国の議論の結果を見て、事業の内容、どのように事業を実施するか、量的にはどのくらい増やすか、というのは、次回、もしくはその次くらいの会議で、示せる部分から少しずつ示していき、ご意見をいただきたいと考えております。

(会長)

確認ですが、大分市のこのプランでは、少なくとも国の法定計画を上回ったものを出します、ということは担保されているのでしょうか。

(事務局)

先に説明いたしました、子ども条例に基づく推進計画、子ども・子育て支援法に基づく事業計画で、今後子ども・子育て会議の中で、この2つを一体として議論していただくということでご承認いただいておりますことから、私どもも、今後は会長が言われたように、法定事業計画はもちろん、大分市は子ども条例の部分も網羅しながら計画を策定させていただきたいと考えております。担保されているとご理解いただきたいと思います。

(会長)

いかがでしょうか。少なくとも国を下回ることはしないという明言でございます。ただ、それには、子ども条例がある分だけ、今までのを活かしてやっていくというので、ミックスしていると言われますが、プレゼンの仕方が、ミックスをしているから、見えなくなって当たり前というのはまずくて、少なくとも、国はこれだけを示していて、大分市は、ミックスしたものを、こういう水準を考えているので、国の法定部分を上回っておりますということをきちんと地域子ども・子育て支援事業、13事業について見せていただかないと、どこかで摩り替わっているような気がするのですよね。すごくそこが釈然としないのです。説明を聞いていて。だから、そこの見せ方に工夫がいる気がするのですが。

(事務局)

確かに、この子ども・子育て支援事業計画というのは、担保した計画でなければならないという風に考えておりますし、大分市独自の基本理念、基本的視点に立った、子ども・子育て支援の大分市版ということで、取り組んで参りたいと。資料の一番下のは個別事業ということで、左側には子ども・子育て支援事業計画というかたちになり、全体の中の一部という感じになっておりますが、子ども条例の方が大きなエリアであり、子ども・子育て支援事業というのは、13の法定事業であり、ピンポイントでこれを数値目標化しなさいということでございます。これについては、交付金をお支払いしますよ、というような国の子ども・子育て支援策と認識しております。会長さんが今不安なところがございますが、私どもとしては、そういったものを担保にしながら、さらに大分市独自のプランを策定していきたいと考えております。以上です。

(会長)

国がピンポイントで出しているとおっしゃいますが、少なくとも国のほうは、最低でもこれはやりなさい、と言っているわけで、待機児童ゼロなども入っているかと思うのですが、大分市はそれをやるのかというのがいまひとつ見えなくて、そのピンポイントの、大事なピンポイントを大分市としてはどういう風にクリアするのか、それをどういうかたちでこのプランの中で見せるんだ、というのをどういう風にこれから説明されるのでしょうか。

(事務局)

どういう風に待機児童の解消等を皆様がわかりやすいように出してくるのか、ということですが、先ほど担当の方からもありましたように、国ではいろいろ今検討部会の方で最終的な詰めをしております。そういった動向も見守りながら、私どもとしては、4つの施策分野の1つ目、3番目の「乳幼児期に多様な子育て支援を享受する」その中に、乳幼児期の教育・保育、多様な子育てサービスを掲載させていただいておりますが、こういった中で喫緊の課題である待機児童の解消に取り組んでいきたいと考えております。まだ、国のほうで最終案が出ていないのもあり、私どもも事業内容までは表に出ておりませんので、これについては、4回目、5回目の会議で審議していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会長)

いかがでしょうか。そうすると、4回目、5回目の時に、国の進捗状況と大分市の進捗状況を比較するかたちで見せていただければと思います。他にご意見等ございませんか。

(委員)

小さなことになるかもしれませんが、国の会議の資料を見ると、「配慮を要する子どもへ

の支援」のところで、児童虐待への対応のところにDVという文字があり、大分市の資料には載っていないので、児童虐待とDVそれぞれ別のものとして、子どもたちを守るということを明確にしている方がいいかなと思います。

(事務局)

大変貴重なご意見ありがとうございます。「配慮を要する子どもへの支援」の中で、すべての子どもが幸せに育つ、ですから、お母さんがDVを受けていて、子どもがそれを見る、それは心理的虐待と申し上げます。大分市は、DVの相談体制と児童虐待の相談体制の部署が同じです。そういう中で、子どもの視点、親の視点のどちらでも、子ども家庭支援センターというところまでみていくことができる、ケアできるので、委員さんが言うように、この中に盛り込んでいきたいと考えていきます。ありがとうございます。

(委員)

資料3ですが、下の方に「個別事業」とありますが、ここの言葉が「地域子ども・子育て支援事業」であれば、もっとすんなり入ってくるのではないかと思います。左に子ども・子育て支援事業計画とありますが、ここが「地域子ども・子育て支援事業」に近いものではないかなと思いました。

(会長)

これは全部カバーしているんですね。13項目は。

(事務局)

ここの「個別事業」の意味合いですが、今度のすくすく大分っ子プラン全体の事業を指します。その中の事業の一環として、子ども・子育て支援事業計画の部分が入ってくる。利用者支援、乳児家庭全戸訪問、それから育成クラブ等が入ってくることになります。個別事業は、地域子ども・子育て支援事業以外も含めて、大分市が子育て支援施策として行うすべての事業を指しています。

(会長)

そうすると、大分市のこの中の事業は、国で言われているものをはるかに上回っているんだという工夫があるといいですね。この中で、国のものはどれで、それを少なくとも大分市はこれだけ上回っていますという印を描いていただけるといいなと思うのですが。ミックスしたと言うときに、ミックスした間に落ちたものはないかという不安があり、そこを確認されている、着実に一步一步進んでいるという見せ方があるとありがたいと思います。他にご質問・ご意見はいかがでしょうか。

資料3に関しては、国との関係性を明確にして、国のものを超えて大分市は出しているん

だという明示するかたちで作ってくださいということで、それを条件にして、資料3はご承認いただいてもよろしいでしょうか。

<委員の同意あり>

では、ご承認いただいたということで、続いて、次の議事「大分市の子育て環境について」に移ります。それでは、事務局からの説明をお願いします。

(事務局) 【(3) 大分市の子育て環境について】

「大分市の子育て環境について」は、お手元の資料4の『「子育てに関するアンケート調査」の集計結果(速報値)について』と資料5『統計データ』に沿って説明いたします。

まず、はじめに資料4をご用意ください。

1ページ目、調査の実施概要になります。「調査の目的は」は前回子ども・子育て会議においても説明いたしましたが、大分市子ども条例、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度からの事業計画を策定するにあたり、子育てに関する実態や要望、意見等を把握することを目的にアンケート調査を実施してまいりました。

次の調査期間ですが、当初、11月6日から25日までの約3週間の期間を設けておりましたが、締切後にも多くの回答をいただいたこともあり、それら意見を反映させるため、回答期限を12月6日まで延長したところでございます。

次に調査の対象ですが、対象世帯数のうち、就学前児童、小学生の保護者それぞれ約25%にアンケート調査を実施し、④回収率がそれぞれ55.30%、54.29%となっております。

続いて、「5. 今後の集計・分析について」ですが、今回、お示しする集計は、単純集計ですが、先週の24日(金曜日)に国から「事業計画の策定の手引き書」が示されましたことから、この手引きに基づき、保護者の就労状況や世帯構成、区域などの各質問項目等をつなぎ合わせるクロス集計を実施し、分析を行ってまいります。そのクロス集計により、各施設や事業の利用状況等を含め、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するとともに、次世代育成支援後期行動計画の評価も行う予定となっております。

次の2ページをご覧ください。調査結果についてですが、この資料では、アンケート調査の主な項目について、抜粋して掲載しております。他の集計結果については、別紙に「<参考資料1>子育てに関するアンケート調査(速報値)(就学前児童)」と「<参考資料2>小学生」の分をお渡ししておりますので、こちらをご参照ください。この参考資料は、集計する委託業者から提出された資料になりますが、一部の表では回答数や比率の合計が合っていない部分もございますが、速報値ということでご了承いただきたいと思います。

就学前児童のアンケート調査では、【問10】で、日中の定期的な教育・保育事業を利用状況については、「利用している」児童が52.1%、「利用していない」児童が47.6%となっております。また、その下のグラフになりますが、利用している児童は、「幼稚園」や「認可保育所」に多く通園しており、「認定こども園」を含めると、83%の方が新制度における施

設型給付の対象となりうる施設を選択していることとなります。ここでの質問は、複数回答になりますが、定期的な利用ということになりますと、幼稚園、保育所、認定こども園を複数利用するという事は難しいと考えておりますので、83%が選択していると申しあげたところです。

資料には掲載しておりませんが、5月1日時点の施設の利用人数で見ますと、幼稚園に約5,600人在園しており、今回のニーズ調査では526人が利用していると回答いただきましたことから、在園児の約1割の方が答えていただいたこととなります。同様にみますと、認可保育所の在園児が約6,700人で、回答者数が700人、認定こども園の場合は約800人の在園児で、68人から回答をいただいております、それぞれの施設利用者の約1割の回答が計画に反映されることとなります。

次の3ページをご覧ください。【問10-4】では、教育・保育事業を利用している理由についての質問になりますが、「子どもの教育や発達のため」、また、「保護者等が仕事をしている」が主な理由で、教育・保育施設に預けているようです。

次に、その下の【問10-6】をご覧ください。こちらの質問では教育・保育事業を現在、利用していない1,426人に、利用していない理由を聞いたところ、選択肢8「子どもがまだ小さいため」を選択された方が725人いました。この725人については、教育・保育の利用を希望する潜在ニーズに該当すると考えております。また、「子どもが何歳になったら利用しようと考えているか」を年齢別のグラフがございしますが、3歳が最も多く41%、4、5歳以上も含めた3歳以上では67%となっております。

次の4ページをご覧ください。【問11】では、すべての方に、今後、定期的に教育・保育施設を利用する場合、どのような施設に預けたいかを複数回答にて選択いただきました。「幼稚園」が58.6%、「認可保育所」が54.4%、「認定こども園」が16.2%となっており、新制度の施設型給付の対象となりうる事業を希望される方が多くなっています。

その下の【問29】では、現在、教育・保育事業を利用している方に満足度について聞いたところ、満足している方が70.5%となっております。その下のグラフでは、不満に感じる内容となりますが、保育料（利用料）、教育・保育内容、教育・保育時間の順となっております。

次の5ページをご覧ください。ここからは、小学生のいる世帯を対象とした集計結果となります。【問11】では、「放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか」という質問に対し、「自宅」が75.8%、「習い事」「その他（公民館、公園など）」の順となっております。

その下の【問11-1】は、現在、児童育成クラブを利用している方に、土日、祝日の利用希望について聞いたところ、土曜日の利用希望が低学年と高学年を合わせますと42.1%、日曜日の利用希望が15.4%となっております。

次の6ページをご覧ください。【問11-2】は、同じく、現在利用している方に、夏休みや冬休みなどの長期休暇中での利用希望について聞いたところ、低学年と高学年を合わせて28.3%となっております。

先程の土曜日の利用よりも割合が減少しておりますが、この設問は、現在利用している方を対象としていたのですが、調査票では【問 1 1 - 1】【問 1 1 - 2】の設問がページをまたがった関係で、回答者全員が答えていただいていることから、算出した分母の違いが影響しております。ただし、集計結果の実数では、土曜日の希望よりも長期休暇の希望が多くなっております。

その下の【問 3 0】は、どのような内容の児童育成クラブを利用したいかの設問です。「集団生活を過ごすうえでのルールなどが学べるクラブ」が 63.5%と最も高く、次いで、「宿題や学習に力を入れているクラブ」「自由に遊んで過ごすことに重点を置いたクラブ」の順となっております。

の 7 ページをご覧ください。こちらは、就学前児童と小学生を合わせたグラフになっております。上位 2 項目は同一であり、「経済的支援の充実」、「公園などの屋外施設の整備」が高くなっております。3 位については、就学前児童が「オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや歩道の整備」で、小学生が「学校教育の充実」となっており、対象児童により希望する支援が大きく異なっております。

次の 8 ページをご覧ください。こちらは、次世代育成支援後期行動計画の評価指標を一覧にしたものです。

次世代育成支援後期行動計画の策定にあたり、平成 20 年度に今回と同様、子育て家庭に対するアンケート調査を実施しております。その調査結果を踏まえ、次世代育成支援後期行動計画では 2 1 の基本施策を設けており、各施策の成果をみるために、子育てをするにあたっての満足度などを指標として設けております。この一覧の評価では、平成 20 年の次世代育成支援後期行動計画の策定時と、今回実施したアンケート調査における結果を掲載しております。

まず、一番上に、記載しているのが、現計画全体の成果をみるためのもので、「大分市を子育てしやすいと思う」と感じている保護者の割合が、平成 20 年度調査では、全体で 61.8%であったものが、今回の調査では、就学前の保護者で 66.8%、小学生の保護者で、71.7%となっており、増加していることが分かります。

また、基本目標 1 のうち、ひとつ目の指標である「子育ての情報を得やすいと感じる」保護者の割合は、20 年度調査では、就学前で、8.8%だったものが、17.5%へ、小学生で、9.6%が 9.7%へと増加し、ふたつ目の指標である「楽しく子育てできていると感じる」保護者の割合は、就学前で 80.0%から 82.2%に増加しているものの、小学生の場合は、77.2%から 71.8%へと減少しております。

なお、平成 20 年度の調査結果の欄に数値を記載していないものは、指標として設定はしているものの、平成 20 年度には、質問していなかったものでございます。

また、前回と比較して満足度が上がった、下がったということで、単純に成果をみることはなりません。今後、新プランの計画を策定するにあたり、今回のアンケート結果も参考にしたいと考えております。

続きまして、統計データについて説明いたしますので、資料5をご用意ください。

まず、資料5の表紙をご覧ください。

「(仮称)すくすく大分っ子プラン」の第1部総論、第2章「大分市の子育てを取り巻く環境」では、子どもと子育ての環境について、①から⑦の統計等を掲載したいと考えております。

1ページの①出生数・合計特殊出生率の推移をご覧ください。

本市の出生数は平成18年以降およそ4,500人でほぼ横ばいですが、一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す合計特殊出生率は、本市では、平成17年の1.33以降上昇傾向にあり、平成23年現在1.52であります。人口の増減の分岐点である人口置換水準の2.07には及ばない状況であり、少子化の進行が予想できます。

次に、2ページの②人口推計と将来推計人口と③世帯人員の推移をご覧ください。

本市の人口および世帯数は年々増加傾向にあり、昭和38年と平成25年を比較すると、人口はおよそ2倍、世帯数はおよそ4倍となっています。一方、一世帯当たりの人員は年々減少傾向にあり、核家族化が進行しています。また、最新の国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)によりますと、本市の人口も今後は減少が予測されており、人口減少社会の到来が予想されています。

続いて、3ページ④婚姻数・婚姻率と離婚数・離婚率の推移と4ページ⑤未婚率の推移をご覧ください。

本市の平成24年の婚姻数は、次世代育成支援後期行動計画が策定された平成22年と比較すると減少しています。また、4ページの年齢階級別未婚率では、平成17年と平成22年を比較すると、男女ともに30歳代で上昇しており、男性では特に35～39歳、女性では30～34歳で最も上昇しています。このようなことから、未婚化や晩婚化の進行がうかがえます。

次に、5ページ⑥女性の労働力率をご覧ください。

本市の女性の年齢階級別労働力率は、平成17年と平成22年を比較すると、15～24歳および70～74歳を除いたすべての年齢層で上昇しており、女性の就業が進行しています。また、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという日本女性の働き方の特徴によりM字型のカーブを描くことから、こちらの折れ線グラフをM字曲線と言いますが、M字曲線の底辺の年齢が、平成17年の30～34歳から平成22年には35～39歳へシフトしており、晩婚化や晩産化の進行がうかがえます。

次に、6ページの⑦就学前の子どもを持つ夫の生活時間をご覧ください。

大分県では、夫の家事・育児時間が、平成18年と平成23年を比較すると55分増加しており、全国一の伸び幅となっております。一方、仕事時間は減少しており、男性の育児参加が進んできていることがうかがえます。

以上のような統計データから、本市においても、全国的に言われております少子化の進行

や核家族化の進展、また女性の就業や結婚・出産期の変化等、子育てを取り巻く環境の変化をみることができると考えております。

(会長)

資料4と5について、アンケート結果、統計データについてご説明がありました。何かご意見・ご質問はありますか。

(委員)

資料4の1ページに回収率が54.81%とありますが、目標の50%は超えていますのでよしという判断なのか、よいのか悪いのか考えをお聞きしたい。それと、今更ですが、無作為に市民にアンケートしていると思うが、この調査票だけでなく、特別な支援の要る子どもに対しての聞き取りも必要になるのではないかと思う。すべての子どもに対してという意味で、無作為に選んだ子の中に障がいのある子どもなどが入っているのか、わかるのかわからないのかわからないが、すべての子どもに対して聞き取り等できれば調査票以外のかたちでお願いしたいと思います。それと、資料4の8ページの基本目標3の「仕事と子育ての両立支援」で、質の高い保育サービスを提供と、ワーク・ライフ・バランスがあり、どちらも数字は下がっていますが、下がっている数字は当然これからの計画で市として、助成するようになり、どれだけ上げていく考えがあるのかお聞きしたいです。

(会長)

ありがとうございます。回収率54.81%の評価、障がい児への聞き取りはどうか、それから評価はいかがかということです。お願いします。

(事務局)

まず、障がいのある子どもがいる保護者への調査ですが、1月に通所で相談を受けてらっしゃる保護者の方を対象に実施しております。まだ集計ができておりませんので、今回はご報告できませんでしたが、また集計ができましたら、ご報告したいと考えております。それから、2点目のワーク・ライフ・バランスなのですが、少し前にご説明いたしました資料3の分野の一番右に、「社会全体での支援」というところに、「仕事も子育ても楽しむ」ということで項目を設けております。その一番目に、仕事と家庭生活の両立支援ということで、ワーク・ライフ・バランスの取り組みをいたしたいと考えております。今後、分野ごとの事業計画の内容につきましては、2月、3月に予定しております会議でお示ししたいと思っておりますので、また、ご検討をよろしく申し上げます。以上です。

(会長)

今のよろしいでしょうか。54.81%についてどう考えるかについて、答えはなかつ

たかのように思いますが、まあまあだと思えますね。

(事務局)

今回の調査で有効回答率1割を確保したいという目標で、調査項目が多かったせいもあり、答えていただける保護者の方も苦勞されて、回答率が下がるのではないかと懸念もあったので、25%の方に対してアンケート調査を実施させていただきました。その結果、そのうちの50%、1割の回答が確保できましたので、目標は達成していると考えております。

(会長)

ありがとうございます。今の回答でよろしいでしょうか。他にございませんか。

(副会長)

この会議で、何を検討する会議なのが改めてもう一度考えたときに、第1回の資料がとてもよくまとまっているなと思って、読み返しておりました。その中で、教育・保育の量の見込みと確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、量の見込みというのは第一にあって、第1回の一番初めに、子ども・子育て支援法第77条による所掌事項の(1)、(2)に定員の統制を検討していただきたい、ということが大きかったと思います。その際に、資料4、5は大事な資料になり、これからのものすごく大変な作業になるかと思いますが、ぜひその辺を、まとめるにあたって業者に出していると思いますが、大学ではないのでなかなか分析は難しいかと思いますが、挙げられている具体的な事業に対して、この数字がどのように関係するのかというのを検討していただきたい。資料5で①～⑦がありますが、全体の動態も大事だが、0歳の子は何人いるか、地域によっても事情が違うでしょうから、地域によって何歳の子が何人いて、これからどうなるか。ひとり親の率からいくと、これからどんな見込みができるのか、というようなことを示していただけないと、妥当性がなかなか検討できない。大学みたいにはいかないですが、何らかの数式をつくって見込み量を出したりするのですが、そこら辺が、先ほどから第4回、第5回で出てくるということですが、ぜひそれをしていただきたいと思います。それに基づいて、今回のプランの構成内容、私から見たら大事なものは、各論の第2章(2)～(4)だと思うのですが、そのベースになるとしますので、わかりやすくご説明いただけたらと思います。そうしないと、私も、先ほどの資料3の「すべての子どもが幸せに育つ」のところの①～④が、下の個別事業とどのように関連するのかわかりにくいのですね。それがないと、妥当性が審議しにくいのです。文章はよくできているけれど、それがちょっと見えにくい。それから、先ほどから話題になった新制度の全体像の中の、審議しなければいけないのは、施設型給付の3つ、地域子ども・子育て支援事業の13事業と、もうひとつ児童育成クラブの14。その量の見込みとか需要の見込みと、確保内容の審議がメインになると思うが、その分のデータがほしい

全部は無理だと思いますけれど、ほしい。例えば、保育園とか幼稚園の事業は見込みができるのですが、法定13事業に関して言うと、これをより市民の方に拡大していくのかということ、量の見込みもまったく違いますし、そういったことも含めて、具体的なところを第4回、第5回で、それがないと、資料3の4つの施策等について、これがいけるのかどうかはわからない。会議の流れとして、大きい上から流れていくのだと思いますけれど、これからの会議で資料4、5の分析をお願いしたい。先ほども申し上げたように、「すべての子どもが幸せに育つ」と13事業が関係あるのかわからないですね。以上です。

(会長)

ありがとうございます。整理をしていただきました。私も資料3を聞きながら、何か釈然としないというようなところが、やっぱりもうちょっと、一つひとつをきちんと押さえて、そこに数字を落とし込んでいく、そうしないと見えないんだなと感じました。ぜひそこら辺の工夫をお願いしたいです。他に何かご質問・ご意見はいかがでしょうか。

(委員)

昨日NHKのテレビでやっていたのですが、この資料の中で「仕事と子育ての両立支援」という部分にあたるのかと思うのですが、離婚によるシングルマザーの問題が取り上げられていましたけれども、その辺は大分市はどうかわかりますか。

(事務局)

「配慮を要する子どもへの支援」のところで、②ひとり親家庭の自立支援で、シングルマザーを含め、市の施策としては盛り込んでいきたいと考えております。また、児童扶養手当を受給している世帯に対するアンケートも1月に実施しております。サービス内容等の周知度について質問しており、そちらの結果が出ておりませんので、結果が出次第、ご報告したいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。そうすると、資料4と5で出されたデータは資料3の全体像のどこに貼り付くのでしょうか、ということと、今新たにやっているというご説明がございましたが、どこの部分に関しては調査をしていて、どこの部分に関してはこれから調査をかけるつもりだ、というような全体像を、裏づけのある進行状況はどのように表現していただけるのでしょうか。

(事務局)

それは、アンケート調査、ニーズ調査に関してということですよ。

(会長)

少なくとも、この資料3をやっていくという風に全体像が出ているわけですから、この中で法定計画はどれとどれ、それに対する裏づけを今取っている。大分市独自のものはどれとどれ、それに対する裏づけはこういう独自の調査をやっている。それから、調査をやらなくても、裏づけとなる資料、さっき児童扶養手当という話がありましたが、児童扶養手当とかたちで、その件数で、これをこういう風に補強するんだというような、この中で数値としてないし、ヒアリングとして聞けるものと聞けないものは、どこにどういう風に配置されているんだ、という全体像をきちんと教えてほしいと思います。どこに部分は調査をし、どこの部分は行政データで補い、どこの部分は足りないんだ、ということがちゃんと明らかにされると、まあ進んでいるんだな、ということを実感できます。そうでないと、言葉だけが走っていつてしまっている印象を持ってしまいます。

(事務局)

今回の資料3の一番下、子ども・子育て支援事業計画の内容に関するニーズ調査を11月に行い、今回速報値が出たところです。そちらに書いてある個別に書いてある事業に関しましては、必要量を把握し、需要と供給のバランスを取るための計画をこれからしていくところです。また、今まだ取れていないアンケートに関しましては、障がいがある子どもに関する部分と、中学生、高校生に対するアンケートも実施しておりますので、今後集計をしてお知らせしたいと思っております。障がいのある子どもに関しては、「配慮を要する子どもへの支援」、中学生、高校生に関しては「子どもの育ちや自立への支援」のところで考えていきたいと思っております。また、資料4の子育てに関するアンケート調査の後ろのほうに入れておりました、次世代育成支援後期行動計画の評価指標一覧がございますが、これは、ニーズ調査と併せて、満足度を測るものを入れておりますので、こちらで満足度をみて、まだまだ足りないという項目に関しては、新計画でも入れていかなければならないと考えております。そういう事業については、資料3の下の方の子ども・子育て支援事業計画ではなく上のそれ以外の個別事業に盛り込むようにしております。資料3は全体のイメージを掴んでいただくために作ったもので、個別事業として出ているのが、子ども・子育て支援事業計画に関するものだけです。それ以外の事業については、2月、3月の会議の中で、「生まれる前から乳幼児期の支援」に関してはこういう事業をしていく、というご提案をしていきたいと思っておりますので、その時にご検討いただきたいと思っております。

(会長)

次長さんから補足はございませんか。

(事務局)

今、担当が申し上げたように、資料3は全体像ということで、プランのイメージでありま

す。基本理念や基本的なものを押さえた上で、施策については今後皆様にご提案させていただいて、それもニーズ量に合わせて供給量はこれでいいのか等を順序だてて参りたいと。今回、第3回の会議につきましては、このような全体像をご提示させていただいて、今後につきましては、これを基に提案させていただきたいと考えております。

(会長)

おわかりになりましたでしょうか。今の説明でございます。

(委員)

先ほどから、今後2月、3月でご説明いただくということですが、もともと新しい制度のことにつきましては、量の見込み、それを基にして、どういう確保にするのか、いつどのよう
に実施するのか、というイメージを描けるプランを、ということだったと思います。年度ご
とのプランが必要になるかと思いますが、5年の計画ですが、これは各年度の数字が盛り込
まれていくのでしょうか。

(事務局)

資料2の各論の第2章イメージがありますが、このようなかたちで、27年から31年の
5年間の計画ですが、待機児童の解消は喫緊の課題であります。そういう中で、どのよう
に年次計画でやっていくのか、ということも踏まえ、ご提案できればと考えております。

(委員)

ただ、待機児童ということで、お答えがありましたが、私が持っている資料では、すべての
項目において、そういうことになっているかと思っておりますので、そういう意味で質問させてい
ただきました。

(事務局)

待機児童というのは、具体例を挙げさせていただきました。

(会長)

資料2のイメージ、このようなかたちで、数値目標を含めて出しますという説明だと思
います。ただ、これを見ると、待機児童ゼロを目標とするはずなのに、ゼロとなっていない
数字が入っている。これを見ると、待機児童ゼロというのは、掛け声だけではないのか、と感
じてしまいますので、出される資料はイメージをつくるものになりますので、気をつけて出
されるといいかなと思います。他に、ご質問はいかがでしょうか。

(委員)

資料4のアンケート結果で、幼稚園や認可保育所を選択している方が多い。次のページを見ますと、教育という部分を望んでいるお母さんたちが多くかと思えます。その中で、問10-6で、1歳や2歳というのは、家庭でお母さんが育て、3歳になれば集団的な教育をさせたいのかなという繋がりがある中で、待機児童という大きな題目があり、保育所の開所時間が11時間と言いますけれど、目一杯待機児童を受け入れるかたちがよいのか、3歳からの幼児教育をどのように構築していくことが大事な、お母さんたちも望んでいるのかなと思えます。そして、問29につきまして、そういった保育・教育事業について満足している方が70%いると、しかし、保育料が高く、お母さんたちの負担が大きいという部分があります。ここがもっと負担が軽減できれば、もっと教育効果が上がるのではないかと思いますので、負担を軽くするような大分市の施策をやっていただきたいと思えます。

(会長)

ありがとうございます。ご意見として承ります。他にはございませんか。

<意見なし>

今日は、議題としては、前回の質問や意見について教えていただき、またすすく大分っ子プランのイメージを見せていただき、アンケートの速報値をお聞かせいただきました。この中で、一部数値を見せていただき、満足度等の平成20年との比較もを見せていただきました。私の印象としては、資料3はイメージをつくるために出したということが強調されてきましたが、でも、イメージの後ろにこれは法定計画はどれで、大分市独自のものはどれで、というもうちょっと、少なくとも国のものは上回っていますということを資料3の中に盛り込まれないといけないと思えますし、これから施策として実施していくときに、どこの部分はエビデンスに関してはこのような調査があり、これから調査をするものであり、ヒアリングをしていき、これから補強していく、というようなことを、資料3に合わせていただく必要があったのではないかと思います。担当者がわかっているらしいということはわかりましたが、委員みんながわかって、納得できるかたちでプランが示されたのだろうか、ということに関しては、いくつか質問が出されたように思います。次からは、これが具体化されていくのだと思えますが、その中で、こういうエビデンスをこう使って、大分市が目指す子ども・子育ての施策をこういう風にやっていくのだ、というところが、委員に伝わるようなかたちでお示しいただけるとありがたいと思えます。

では、私の担当はこれで終わらせていただいて、マイクをお返しいたします。

(事務局)

最初にご質問のありました名称についてご説明したいと思います。新プランの名称について、本日の会議の中で、仮称といたしまして「すすく大分っ子プラン」といたしております。

これは、事務局のほうで考えた一つの案でございますが、この新しいプランが「すべての

子どもすこやかに育つ大分市」をめざすものであることから、「すこやか」をイメージする「すくすく」という言葉と、大分の子どもということで「大分っ子」をつなげたものでございます。また、参考ではございますが、少子化対策を進めている内閣府においても新制度に向けシンボルマークを作成し、そのメインコピーとして「すくすくジャパン」という言葉を用いるようにしております。これは、新制度において充実を図っている支援によって、子どもたちにすくすく育てほしい、ママやパパにも親としてすくすく育てほしい、という思いを込めたと、HPには掲載されております。

なお、事務局といたしましては、本会議の委員の皆様にも、名称を決めていただきたいと考えております。

お手元にお配りしております、「新プランの名称についての回答用紙」をご覧ください。一番上に、委員の皆様からのご提案があればご記入願います。なお、現在大分市にもございますが次世代育成支援行動計画の名称として他市で使われている名称などからキーワードとなるものを参考として記載しております。ご提案の際には、その名称に込めた思いを意図の欄にお書きください。

また、事務局案でよいと思われる方は②にマル印をつけていただきたいと存じます。

いずれにつきましても、最後にお名前の記入もお願いいたします。

なお、突然の提案でございますので、委員の皆様には、お帰りになってお考えいただき、後日、次回会議の出欠のご連絡をいただく際に、新たなご提案をいただくか、あるいは、事務局案でよいかのお返事をいただいた上で、事務局で集約をし、次回会議の中で、いくつかの案の中から、選んでいただくというような流れで決めさせていただきたいと考えております。

(委員)

「すこやか」というのはもう使われていて、使わないように、ということでしょうか。大分市の中で、他の計画に使われている言葉は使ってはいけないのでしょうか。

(事務局)

そういったことはないです。では、次回の会議の出欠の回答書とともにご返送くださいますようお願いいたします。

次にスケジュールについてですが、今後は、事業計画の内容をご検討いただくこととなりますが、内容もボリュームが出てまいりますことから、施策分野1と2の乳幼児期と学童期にかかる部分を2月末に、施策分野3と4の、配慮を要する子供たちへの支援と社会全体での支援に関する部分を3月末に、またその中で、新制度の幼児期の教育・保育にかかる部分については、その両方の回で、ご検討いただきたいと考えております。

(事務局)

長い時間にわたるご審議ありがとうございます。次回以降の子ども・子育て会議につき

ましては、本日の会議開催のご案内の中でも触れさせていただきましたとおり、第4回を2月27日（木）13時30分から、議会棟4階の全員協議会室で開催したいと考えております。また、第5回を3月27日（木）に開催したいと考えております。なお、詳細につきましては、改めてご連絡いたします。

本日は、長時間にわたるご議論、ありがとうございました。